

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に基づく役務提供拒否に係る情報提供等について（通達）

令和3年8月6日 警察庁丁支発第69号、丁暴発第320号、丁生経発第76号
警察庁刑事局捜査支援分析管理官、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長及び警察庁生活安全局生活経済対策管理官から、警視庁刑事部長、警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長宛て

（概要）

本通達は、契約締結時の本人確認義務等に違反して契約された通信可能端末設備又は契約者特定記録媒体が特殊詐欺及びヤミ金融事犯等に利用されている実態に鑑み、各都道府県警察に対し、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第11条各号に基づく携帯音声通信役務等の提供拒否の活用を努め、契約締結時の本人確認義務等に違反して契約された通話可能端末設備等の一掃を図るよう指示したものである。